

3月1日～3月7日 春の火災予防運動

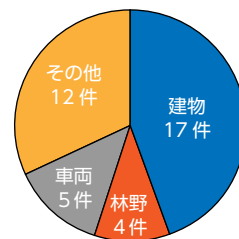


この運動は、火災が発生しやすい時季に火災予防の知識を身に付け、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として実施します。

火災発生状況

昨年1年間において、須賀川地方広域消防組合管内では38件の火災が発生しました。中でも建物火災が17件と全体の45%を占めています。

多くの火災はちょっとした不注意が原因で発生しています。一人ひとりが防火を心がけ、尊い生命と貴重な財産を火災から守るため、住宅用火災警報器の設置と適切な維持管理をお願いします。

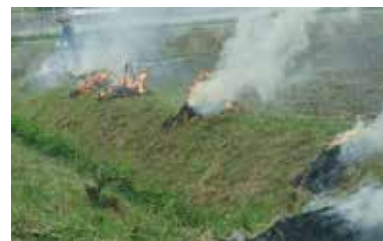


種別別火災発生件数

これからの季節は枯れ草火災に注意！

屋外での野焼きは原則禁止されています。害虫駆除のための野焼きは役場総務課（☎62-2111）にご相談ください。

枯れ草焼却では、急に風向きが変わって思わぬ方向に延焼拡大したり、火の回りが異常に早くなります。また、日光に遮られ、火の所在が分からない場合があるため、注意が必要です。



◆自宅で火を出さないために

- ストープは燃えやすい物の近くで使用しない。
- ガスこんろの周りに物を置かない。その場を離れる時は火を消す。
- コンセントはタコ足配線しない。定期的に清掃する。
- 放火されないよう燃えやすいものを外に放置しない。
- 寝たばこはしない。灰皿には水を入れる。

◆火災になった時に備えて

住宅用火災警報器の点検・確認をしましょう。

- 正しく使用できるかを**点検**しましょう。
 - 設置日または製造日を**確認**しましょう。
 - 正しく動かないものは**交換**しましょう。
- ※製造日から10年を超えたものは、交換をおすすめします。

※65歳以上の方のみの世帯、身体に障がいがある等により、住宅用火災警報器の取り付けが困難である世帯には「**取り付け支援サービス**」を実施しています。詳しくは須賀川消防署鏡石分署（☎62-4511）までご相談ください。

町育英資金奨学生を募集します

- 問い合わせ先 町教育委員会 ☎62-3459

町では、令和3年度入学予定者及び在学者の育英資金奨学生を次のとおり募集いたします。

※今年度より6年制大学（医学部等）について貸付枠が拡充されました。また、これまでは連帯保証人が2名必要でしたが、今年度より連帯保証人1名、保証人1名に改正されました。詳しい内容については教育委員会までお問い合わせください。

●対象者

令和3年度に高等学校・高等専門学校・専修学校・短大・大学への進学予定者及び在学者

●募集人員 若干名

●応募資格

- ①町内に引き続き1年以上住所を有し、成績が良く品行方正な方

- ②経済的な理由で修学が困難な方（所得制限があります）

- ③他の奨学金を受けない方

- ④連帯保証人及び保証人がいる方（連帯保証人及び保証人としての資格を満たす方となりますので、内容についてはお問い合わせください）

●応募方法

次の書類を教育委員会へ提出してください。

- ①育英資金貸付願書・履歴書（教育課に備えてあるもの）
- ②調査書（在学している学校から発行されるもの）
- ③合格通知書（入学予定者の場合）
- ④家計を支えている方（両親等）の所得が証明できる書類（令和2年分）
- ⑤連帯保証人及び保証人の所得が証明できる書類等

●返還方法

卒業後1年間猶予し、借用期間の3倍（2倍）の期間で返還

●募集期間

令和3年2月26日（金）まで

